

令和6年4月16日 岡山県公報第12591号

◎岡山県告示第百九十二号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、収納の事務を次のとおり委託した。

令和六年四月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 委託した事務の内容
岡山県営と畜場条例（昭和三十七年岡山県条例第十七号）第三条に規定する使用料に係る収納の事務
- 二 委託した収入の種類
岡山県営と畜場条例第三条に規定する使用料
- 三 委託を受けた者の名称及び所在地
岡山食肉市場関連企業組合
岡山市中区桜橋一丁目二番四三号
- 四 委託を受けた事務を行う場所
岡山市中区桜橋一丁目二番四三号に所在する岡山県営食肉地方卸売市場
- 五 委託の期間
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで